

## 船橋市商工業戦略プランアドバイザー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市商工業戦略プランアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 アドバイザーは、船橋市商工業戦略プランの推進のため、専門的な立場から市に対し助言を行う。

### (選任)

第3条 アドバイザーは、高度な専門的知識及び経験または優れた識見を有する者のうちから、市長が選任する。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

### (守秘義務)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第6条 アドバイザーに関する事務は、経済部商工振興課において処理する。

### (公務災害補償)

第7条 委員等の職務上生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。